豊橋市役所市民課　懇談会記録

１．日　時　　平成 25 年 11 月 26 日（火）　午後 2 時 00 分～3 時 40 分
２．場　所　　豊橋市役所西館 4 階　コミュニティルーム（文化市民部会議室）
３．出席者

市民課

課　長	伊藤
専門員	牧野
専門員	鈴木

愛知県行政書士会東三支部

企画担当副支部長	青山　貴洋
総務担当副支部長	小柳津えみ
国際・私法部会部会長	佐久間幸夫
国際・私法部会副部会長	舟越　正行
企画部	上田　　裕（記録係）

４．懇談会

司会あいさつ	総務担当副支部長	小柳津えみ
①開会あいさつ	企画担当副支部長	青山　貴洋
②市民課ご挨拶	課　長	伊藤　嘉邦
③行政書士会支部長挨拶	支部長代理	青山　貴洋

④懇　談

（１）不正請求防止について

ストーカー事件を例にあげて豊橋市の戸籍住民票等請求の取扱について説明いただいた。

愛知県では少ないが、他県では行政書士の職務上請求書の紛失が多いようである。豊橋市では、行政書士のなりすまし防止のために、面識のない者が職務上請求をしてきたときは、登録番号のチェックをしている。

住民票の記載事項については本籍等必要でなければ極力省略するよう対応しており、本籍等の記載が必要な場合については正当な理由を状況に応じて尋ねることもしているとのことである。

住民票等の請求があったときに事前に登録しておけば対象者へ通知される制度について、豊橋市では現在行っていないが、他市では制度をとりいれている自治体が多くなっている。

（２）外国人住民票、外国人登録原票の制度運用変更について

外国人登録原票は法務省が管理、各市町村は住民票が発行できる制度変更についてレジュメを交えてあらためて説明を受けた。

（３）豊橋市役所市民課の現状について

共通番号制についてはあくまで税と社会保障分野に限定してする条件である。準備は自治体が行わなくてはならないため、豊橋市でも再来年の導入に向けて準備しているところである。制度の詳細は内閣官房のホームページを確認しくださいとのこと。

なお、共通番号制度導入に伴い住基カード制度は廃止されるが、廃止後も 10 年間有効。

近年多くなってきた外国人（の子どもも含む）に関する戸籍・住民票などの問題について説明を受けた。国によっては出生証明が発行できないところもあり、帰化手続などにおいて困難な事例も増えているが、基本的に弁護士による裁判所での審判手続を経ていれば受理はしている。

海外での出産などがあった方は二重国籍に関する国籍法第 12 条に注意して欲しいとのこと。養子縁組を悪用する事例が多くなってきたため審査手続をより一層強化しているとのこと。

戸籍のコンピュータ化によって改正原附票は改正後 5 年経過後に破棄する法律があるが豊橋市においてはとりあえず平成 30 年ぐらいまでは請求に応じるとのこと。

～　休憩　～

（4）その他質疑応答等

豊橋市の戸籍については大正 10 年より前のものは廃棄しているとのこと（名古屋市も同様である）。

外国人の住民票について、出生証明がない場合は、たとえ親子であっても続柄が「同居人」となってしまう。

行政書士業務に関する外国人の相談があった場合に東三支部の事務局を案内するチラシを備付ができないかとの申出については、了承いただいた。外国人が見て理解できるようにチラシを修正したうえで備付いただく。

市役所への手続に際しての住民票や登録事項証明書の発行日より 3 ヶ月以内の期間は手続によっては短すぎるため拡張できないかとの要望。

［参考］　国籍法第 12 条

出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法　（昭和 22 年法律第 224 号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。

※留保の意思表示の期間は 3 ヶ月以内

⑤閉　会　　国際・私法部会部会長　　佐久間幸夫